

議案第 8 号

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、町外に居住又は勤務する大口町特別職の職員で非常勤のものに旅費を支給することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年大口村条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 町外に居住する非常勤の職員が会議等に参加したとき又は町外に勤務する非常勤の職員が当該勤務地から会議等に参加する必要があると認めるときは、旅費（日当を除く。）を支給する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(費用弁償) 第5条 非常勤の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。 <u>2 町外に居住する非常勤の職員が会議等に出席したとき又は町外に勤務する非常勤の職員が当該勤務地から会議等に出席する必要があると認めるときは、旅費（日当を除く。）を支給する。</u> <u>3</u> 前2項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。 <u>4</u> 旅費の支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。	(費用弁償) 第5条 非常勤の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。 <u>2</u> 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。 <u>3</u> 旅費の支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。